

裁判へのご支  
援・ご協力を!

2015年08月25日 60号

生活保護制度を良くする会

ニュース

事務局 道生連  
電話 011-736-1722  
ファックス 011-736-1688  
メー ル [seihoikusurukai@herb.ocn.ne.jp](mailto:seihoikusurukai@herb.ocn.ne.jp)

# 『国は具体的な反論を避ける』



「新・人間裁判」の第3回口頭弁論の内容について、弁護団の吉田玲英弁護士にまとめてもらいました。

北海道らしからぬ猛暑の中、7月29日、札幌地方裁判所で新・人間裁判の第3回口頭弁論期日が行われました。今回の期日も、ほぼ満員の傍聴人の中で行われ、原告団の強い思いが伝わるような法廷となりました。

期日では、西博和弁護士が、生活保護費をどのように決定しているのか計算方法を明らかにすること等を求めました。国は、生活保護費の基準引き下げにあたり、消費者物価指数が下落したことを理由の一つとしていますが、これまで消費者物価指数が上昇したときに生活保護費を切り上げたことはありませんでした。引き下げる時にだけ消費者物価指数を利用することが許されるのでしょうか? また、消費者物価指数は、パソコンなど生活保護世帯があまり保有していない物の価格によって大きく変動しているため、そもそも生活保護費を算出するために利用するには適当ではないのでしょうか。こういった疑問点を明らかにすることによって、今後、生活保護費の決定方法が不当であることを主張していきます。

その後、原弘子さんと櫻井美香さんの2名の原告による意見陳述がなされました。原さんは、夫を亡くした後、年金だけでは生活することができず生活保護を受給しています。生活保護費が切り下げられたことにより、食事を一日二食に減らさなければならなくなったことの辛さを訴えました。櫻井さんは、まだ30代の若さですが、非正規雇用で収入の少なさを補うためダブルワークする中でうつ病を発症し、生活保護を受給せざるを得ないことになりました。精神的に不安定な状態で勤務が難しいにもかかわらず、役所では就職しないことを責められ、就職しなければならないプレッシャーの中で心身とも消耗しきってしまった生活を訴えました。

今回の期日前に、被告から反論書面が提出されましたが、他地域で提出された書面とほぼ同一内容の、内容の少ない書面でした。これに対し、原告団・弁護団としては、全国で共通の議論を踏まえ、さらに北海道特有の事情や原告の個別事情を主張していくことを検討しています。

口頭弁論の終了後、進行協議期日が行われ、今後の審理の進行について打合せがなされました。原告の個別事情を主張するには、それぞれの原告の生活状況などについて詳細な調査を行う必要があります。そのため、学者の協力を得て原告の生活状況についての調査を行い、その結果を踏まえて具体的な主張を行うこととしました。

次回期日は10月14日(水)午後2時です。法廷を満員にすることが、被告や裁判所に対する強い働きかけとなります。是非とも傍聴にお越しください!